

議案第 127 号

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年9月2日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 204 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「次の表に掲げるとおり」を「次の表に掲げる一棟当たりの金額の合算」に改め、同条第 1 号の表中「一件」を「一棟」に改め、「一棟の」を削り、同条第 2 号の表及び第 3 号の表中「一件」を「一棟」に改める。

第 17 条中「次の表に掲げるとおり」を「次の表（新たに棟を加える変更を行う場合にあっては、前条の表）に掲げる一棟当たりの金額の合算」に改め、同条第 1 号の表中「一件」を「一棟」に改め、「一棟の」を削り、同条第 2 号の表及び第 3 号の表中「一件」を「一棟」に改める。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。